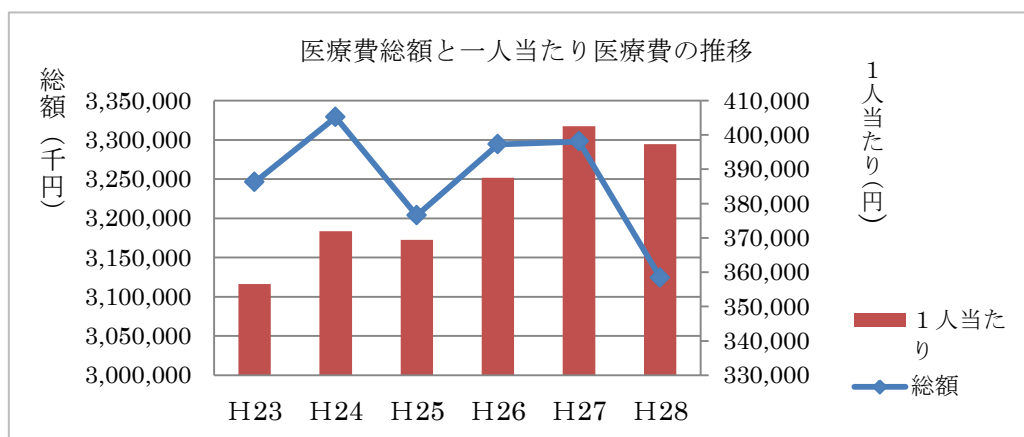
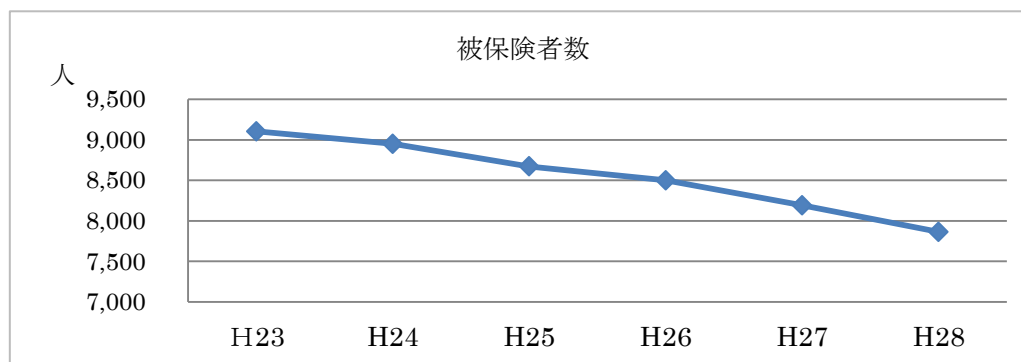


平成30年度からの大野市国民健康保険事業運営方針

[平成30年3月策定]

1 医療費等の動向

- ・被保険者数は、人口減や被用者保険への加入者増などにより毎年減少傾向が続いている。
- ・医療費総額、一人当たり医療費とも増加傾向にあったが、平成28年度医療費は、総額で約△173,000千円（△5.2%）、一人当たり約△5,000円（△1.3%）の減額となっている。
- ・平成28年度は被保険者数の減少、薬価改定などにより減少したが、今後も医療の高度化や高齢化により一人当たり医療費は増加が見込まれる。



2 財政状況と赤字削減・解消

- ・医療費適正化、適正な保険税率の算定、保険税徴収率の向上などの赤字削減策に取り組み、一般会計からの財源不足分の繰入の削減・解消を段階的に進める。
- ・財政状況

形式収支（翌年度繰越額）	267,698千円	平成28年度決算額
実質単年度収支	6,408千円	
基金残高	57,024千円	平成28年度末
一般会計繰入金（財源不足分）	57,328千円	平成28年度決算額
実質繰入額	0千円	平成29年度返還後

3 保険税算定方式

- ・大野市の現行の保険税算定方式は4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）であるが、将来的な保険料水準の統一に向けて、各市町の保険料算定方式を統一していく必要があるため、

県が示す標準保険料算定方式の3方式（所得割、均等割、平等割）とするよう、段階的に移行。

【保険税額・税率（平成29年度現在）】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40~64歳)	合計
所得割額	5.7%	1.8%	1.5%	9.0%
資産割額	23.0%	7.0%	7.0%	37.0%
均等割 (被保険者1人につき)	25,000円	7,200円	9,000円	41,200円
平等割 (1世帯につき)	23,000円	6,200円	6,000円	35,200円
年間最高限度額	540,000円	190,000円	160,000円	890,000円

4 保険税徴収の適正な実施

- ・ 収納率は上昇傾向であるが、口座振替の促進や、滞納者への短期被保険者証の発行や個別の事情に応じたきめ細かな納税相談の実施などを行い、収納率の向上を図る。

【保険税調定額・収納率の状況(現年度分)】

	調定額	収納額	収納率
平成24年度	828,880千円	778,219千円	93.89%
平成25年度	793,997千円	746,341千円	94.00%
平成26年度	767,497千円	736,918千円	96.02%
平成27年度	730,557千円	703,847千円	96.34%
平成28年度	711,070千円	683,345千円	96.10%

5 医療費の適正化の取組み

- ・ 特定健診や特定保健指導の受診勧奨などによる実施率の向上や生活習慣病の発症リスクを早期に発見、改善につなげることで重症化を予防する。
- ・ 後発医薬品希望シールの配布や差額通知の実施などによる後発医薬品の使用を促進する。
- ・ 健診データを活用した健康課題の把握や効果的な事業、糖尿病重症化予防にかかる事業を実施する。

6 適正な保険税率の算定

- ・ 県が算定する納付金額及び保険料必要額や上記1から5を勘案し、適正な保険税率の算定を図ることとする。なお、赤字削減・解消、資産割の廃止の目標年度等の設定も含め、次期税率改正については、平成30年度中に検討する。

(平成30年度で税率検討する根拠)

適正な保険税率の算定は、医療費等の動向、基金残高等の財政状況、税負担が急増する被保険者に留意する必要がある。また、資産割の段階的な廃止についても、それらを勘案し、他市の状況にも留意しながら、慎重に進めていく必要があるため。